

| | | | |
|---|---|----|------|
| 京都大学 | 博士（文学） | 氏名 | 谷口良生 |
| 論文題目 | 議会共和政の動態的構造——フランス第三共和政前期（1870 - 1914年）における「議会政治の空間」—— | | |
| <p>（論文内容の要旨）</p> <p>1870年代の王党派と共和派による闘争を経て議会主義的性質を強く持つに至ったフランスの第三共和政は、同年代末をもって議会共和政として「成立」とされる。しかし、この議会共和政という語は、何らかの実態を指すというよりも、議会制民主主義の勝利の道程を歴史家が語り継ぐ中で頻用してきた便利な象徴的レッテルでしかなかった。そのため、このレッテルを付された当の対象へのそれ以上の歴史的分析は十分には進んでこなかった。</p> <p>かかる研究史上の問題を生ぜしめた元凶は、近代フランス史を民主主義と「反動」の闘争、そして、前者の必然的勝利の物語として描く第三共和政史観であった。この歴史観に立脚して、第三共和政はこれまで、現代フランスを基礎づけた政体として評価されてきた。それゆえに、議会共和政とは実際にはどのようなものであったかという問いは、近現代フランス史の展開あるいはその語りを根本的にとらえ直すことにつながるのである。そこで、本論文は、具体的な政治・社会・文化的文脈のなかで作動する議会共和政の全貌、すなわち動態的構造をとらえ、これを歴史化することを目的とする。</p> <p>議会共和政を動態的構造から歴史的に検討すべく、本論文では「議会政治の空間」という視角が導入される。従来の研究は、「議会」といってももっぱら国会に焦点をあててきた。しかし、国会議員の多くは地方議会出身であり、かつそれを兼任していた。また、議員生活において、地方議会での経験や議席保持は大きな重要性をもっていた。これらにかんがみれば、議会共和政の構造把握には、国会にのみ注目する従来の視点では不十分である。本論文では、地方議会を視野に入れて、国会を中心とする議会政治に、何らかのかたちでその一員として参与しようとする諸主体による活動が展開される範囲を、「議会政治の空間」として緩やかに想定する。そして、この空間における諸主体の政治的関係や政治的実践に着目する。主たる研究対象は、マルセイユを県都とする南仏ブーシュ＝デュ＝ローヌ県である。</p> <p>冒頭の二つの章では、本論文の舞台設定が行われている。第1章では、第三共和政期を中心に、これまでの議会史研究の展開を整理した上で、上述の本論文の射程と視角が詳述される。第2章では、人的・地理的対象となる議員職に関する法規定と当時のブーシュ＝デュ＝ローヌ県が概観される。</p> <p>続く第1部「議会共和政と議員たちの世界」は、「議会政治の空間」の中心的主体である議員に焦点をあて、彼らの世界＝「議会政治の空間」を描いている。第3章では、彼らの政治的経歴の変化とその歴史的意義を明らかにする。当該県から選出された議員たちの政治的経歴は、1880年を境にそれまでの多様な歩みから、市町村議会からはじまり国会に</p> | | | |

至る「標準的軌跡」に収斂していった。その影響力ゆえに、県議会や国会に直接選出される名望家議員とは異なり、政治・社会資本に乏しい1880年代以降の議員たちは、1870年代の市町村議会での経験を武器に1880年代に県議会や国会へと進出した。つまり、たどった政治的経歴こそが彼らにとって武器であった。また、こうした変化の中で特定の市議会が登竜門としてあらわれる。登竜門をくぐって「標準的軌跡」を歩むことは議員生活を方向づける理想像になったと考えられ、まさしくこれは専門職化の一側面であった。民主化と専門職化という第三共和政前期の変容の中で、彼らは市町村議会からはじまり国会へと至る道を徐々に歩むようになっていった。議員生活を通じて、彼らがさまざまな政治的実践を行う舞台である「議会政治の空間」は、こうして地方議会にまで広がっていった。

第4章は、「議会政治の空間」を拡大させる要素である民主化と「政治の専門職化」について、下院における常任委員会制度の導入を手がかりに考察している。下院での議論からは、議員の民主化に伴って、名望家を主体とする、議員の成功の条件をその社会的属性（生まれや職業）と結びつける「古い議会活動の規範」から、（名望家の一部も加わる）より社会的出自の低い新階層を主体とする、経験を積むことによって能力を開発する明確なキャリア形成を核とする「新しい議会活動の規範」への変容が浮かびあがる。あわせて議会活動自体が徐々に後者に適合的なものへとかわることで、「新しい議会活動の規範」は内面化されていった。常任委員会制度の成立過程とは、「新しい議会活動の規範」の形成と浸透が相互補完的に展開する過程であった。議会政治をめぐる制度、実践、政治文化の三者が、相互に関連しつつ展開していたのである。こうした規範は下院の活動に限定されず、議員生活全体にかかわるものである。第3章で示した地方議会にまで広がっていく「議会政治の空間」は、第三共和政前期における議員階層の再編という政治的・社会的変容から生まれた新しい議員生活の規範によって成り立つ空間であった。

このような新しい政治的経歴の必然的帰結が、議員職の兼任の多さであった。兼任から「空間」を描くのが第5章および第6章である。第5章は、ブーシュ＝デュ＝ローヌ県を事例に、兼任の具体的な実践と議会政治における意味を検討している。当該県では、政治的経歴が変容する1880年代以降、兼任議員が増加していく。ただし、1880年代の兼任議員たちは、共和派にとって有利な政治状況であったため、積極的に兼任を避けようとしていた（兼任回避議員）。しかし、彼らの選挙に注目すると、兼任あるいは兼任回避のいずれも、複数の議会をめぐるローカルな政治状況において、彼らの周囲に張り巡らされた人的結合の網の目の中で決定されていた。つまり、議員やその背後にある組織、または有権者たちにとって、各議会はある程度独立しつつも、一つの世界としてとらえられていたのである。また、兼任議員たちは、自らのあるいは自派の「政治的」戦略のために、しばしば複数の議会をまたにかけて活動していた。議員職の兼任が広まるにつれ、複数の議会は、政治的実践が展開される一つの舞台＝「議会政治の空間」として認識され、つなぎあわされていった。

では、第三共和政前期にはなぜ兼任が禁じられなかったのか。この点について、先行研

究の示唆を受けつつ再検討しているのが第6章である。多くの兼任禁止法案に対して、当時の議員たちは「普通選挙の自由」の見地から、法制度による禁止には消極的であった。それでも、兼任に批判的な勢力は存在した。しかし、政治信条などの理由で兼任を回避したり、新聞紙上で批判を展開したりする彼らですら、自派の議席獲得という利害から自由になれず、あらゆる党派が兼任と完全に無縁ではいられなかった。そして、近代的でナショナルな政党組織が未発達な当時において、兼任あるいはその回避は、ローカルな場における個人（議員や組織、有権者）の「自由」に任されざるをえなかった。第三共和政前期においては、兼任をめぐる「自由主義体制」が構築され、これが兼任を通じて「議会政治の空間」の拡大と維持を可能としたのである。

第2部「議会共和政と地方議会」では、従来の議会史から看過されてきた地方議会の活動から「議会政治の空間」を考察している。県議会を中心とする第7章では、その「政治的」活動を分析している。県議会に関する1871年法の意図に従って、1870年代の政府は県議会を「行政機関」とみなし、対する県議会もまたその枠組みの中で活動していた。しかし、1880年代以降、県議会は「世論」を代表する「政治的議会」としての自覚を徐々に獲得し、非合法とわかりながら「政治的」活動を行うようになった。このように「政治化」する県議会に対して、政府と議会多数派は、政敵となる県議会の活動を抑圧する一方で、政治的協力者となる県議会の「政治的」活動を黙認するという両義的で政治的な態度を維持した。議会共和政の「議会政治の空間」とは、非合法あるいは非公式に「政治化」していく地方議会の活動によっても広げられていった。

市町村議会に注目する第8章は、その「政治的」展開を追うことで、地方議会の「政治化」にとって1870年代の市町村議会が重要であったことを強調する。1870年代のマルセイユ、エクス、アルルでは、選挙による共和派市議会と、保守派行政あるいは議会外から任命された保守派市当局とのあいだで、しばしば対立が生じた。表面上は都市行政の範疇に収まる対立であったが、その根底には両者が描く市町村行政像の差異があった。保守派は、政府や県行政の「代理人」である市町村長が、都市名望家による機関（市町村議会＝行政機関）とともに、行政の意図を実行するという統治（市町村統治の「名望家モデル」）を理想としていた。対する共和派にとって、市町村統治とは、有権者の意志を代表する市町村議会（＝普通選挙を正当性の源とする「政治的議会」）が中心にあり、その意図を市町村長が執行していくべきものであった（市町村統治の「普通選挙モデル」）。そして、この表象は1870年代の市行政に実際に適用され、具体的な闘争を生むこととなった。1870年代の市町村とは、一つの政治的争点である市町村統治（自治）の「実験場」であった。普通選挙で選出されたという自負を先鋭化させた1870年代の市町村議会議員たちは、1880年代以降、県議会や国会に進出していく。まさに1870年代の市町村議会とは、将来の政治家たちを生み育てる苗床であるとともに、1880年代以降の「議会政治の空間」の地方議会への広がり準備するものでもあった。

最後に、郡議会に関する第9章では、郡議会に対する議員あるいは世論のまなざしを手

がかりに、「議会政治の空間」におけるこの議会の位置を検討した。第三共和政前期の法制度の刷新から唯一とり残された郡議会は、完全に重要性を喪失しているとみられていた。改革を求める郡議会自身の声もそれゆえに響かず、ここに最大のジレンマがあった。国会でも、郡議会への無関心や地方分権化の一層の推進に対する警戒から、改革は日の目をみななかった。こうした無関心は有権者にも広く共有されており、郡議会とはまさに「忘れられた」議会であった。しかし、この無関心は、郡議会を、一方で名望家が影響力を維持する、他方で一部の民衆層出身の議員が政治的階梯を「上昇」するための装置にした。郡議会はむなしく改革を求める孤立した「政治的議会」であった。しかし同時に、無関心を逆手にとった政治的経歴の「裏道」として、郡議会はわずかなりとも機能していた。郡議会は、特殊ではあるが、たしかに「議会政治の空間」の主体として位置づけられる。

すでに明らかなように、拡大していく「議会政治の空間」は、何よりも普通選挙を正当性の源とする舞台であった。では、有権者たちはこの「空間」にいかんにか位置づけられるのか。この点について分析するのが第3部「議会共和政と有権者たち」である。第10章では、下院議員を例に、議員がどのようにして選挙されるかを描くことで、有権者たちの政治参加のあり方を検討している。当時の下院議員選挙は、郡単位の単記式投票制あるいは県単位の名簿式投票制によって実施されていた。前者においては、後援会など何らかの人的結合による「選挙集団」が候補者を擁立するものの、その後の過程で「選挙集団」外の有権者たちも候補者の絞りこみに大きな影響力を与えていた。対して後者では、一般の有権者を関与させずに「選挙集団」によって候補者が決定されていた。名簿式投票制が、1880年代の共和派にとって「共和主義的」で議員の有権者への従属を避けるためのものだったのであれば、同年代後半にすぐさま反体制派に「悪用」されたことで、結果的に、有権者の存在感を増すことにつながった。

第11章は、政治組織の分析から有権者たちと議員たちがいかなる人的紐帯を結んでいたかを考察した。第三共和政前期の同県でもっとも勢力を誇った後援会組織であるブーシュ=デュ=ローヌ県共和派中央委員会は、第三共和政成立直後に個別に活動していた共和派系組織を束ねて成立した。内部には不満分子を抱えていたが、委員会の強い影響力は1880年代前半まである程度持続していた。その秘訣は、構成員のみならず県の共和派全体にまでおよぶ「規律」による上意下達の中央集権的性格にあった。県内各地のローカルな政治組織をまとめ、その意見を吸いあげるとともに、「規律」によって「上」の決定にそれらに従属させていたのである。一時的な後援会組織であったこの委員会には、それを補完するように人的な連続性が認められる。そして、幹部となる地方議会議員に加えて、きわめて多くの有権者が参加していた。後援される国会議員や地方議会議員およびその候補者、彼らを後援する多くの有権者は、共和派中央委員会を頂点とするネットワークやソシアビリティで結ばれるとともに、「規律」のもとで、「共和派」として一種の一体感を抱いていた。これはまさに、一時的な組織であるがゆえの帰結であった。「議会政治の空間」の主体である国会議員と地方議会議員（候補者含む）、そして有権者は、このように社会的・

文化的に結ばれていた。

最後に、各章での分析をもとに、議会共和政の動態的構造が描かれる。まず、従来の議会史研究とは異なり、議会共和政の議会政治の舞台とは、徐々に地方議会にまで広がっていく、議員や候補者、集合的な議会、後援組織や有権者たちといった諸主体がさまざまな政治的実践を行う「議会政治の空間」であった。1870年代末に議会主義的性格が既定路線となることは、たしかに大きな出来事ではあった。しかしそれは、単に立法権力と行政権力との関係変化にとどまらず、それに伴って、議会共和政という時代認識、すなわち普通選挙を正当性の源とする政治文化が「議会政治の空間」において広まることが重要であった。これを契機として、第三共和政前期の政治・社会・文化的変容の中で、伸縮する「議会政治の空間」を舞台にした諸主体による政治的関係の構築・再構築がくり返される歴史的過程が、議会共和政の動態的構造であった。まさに、国会のみならず地方議会も含む複数形の「議会」を範囲とする空間において、普通選挙に正当性が求められる「共和政」であったのである。

同時に、「議会政治の空間」の広がりやそこで展開する政治・社会的変容、政治文化のあり方は、第三共和政前期において複数存在しえた。議会共和政の議会政治とは、複数の「議会政治の空間」＝複数の政治「モデル」が互いに正当性を競って闘争を続ける場でもあり、これが、二重の意味での議会共和政の動態的構造であった。

(論文審査の結果の要旨)

フランスは、世界の近現代史において、代表的な「共和政」の国として特別な地位を占めている。かかる認識の形成に決定的な役割を果たしたのは、数度の革命を経た後、1870年に始まる第三共和政の時期であり、1870年代末までに「成立」した「議会共和政」こそが現代フランス共和政の基礎をなしたという理解は一般的にも学界的にも、また、フランスでも日本を含む諸外国においても、非常に根強い。こうした進歩主義的な第三共和政史観ないし議会共和政観があまりに自然化しているため、議会共和政とされているものの歴史的な実態は、これまでほとんど問われずに来た。議会共和政は、単に国政において行政権（大統領）に立法権（国会）が優越した体制として語られるのみだったのである。

論者は、周到な学説史整理と先行研究批判を経て以上の問題の所在を明確化し、具体的な歴史の現場に深く分け入って、議会共和政とされるものの実像を解明することを課題に掲げた。これは一見無謀な挑戦である。「議会」として包摂すべき対象を、国会および地方の諸議会へと拡張するだけでなく、それに伴い、検討すべき「議員」の種類と人数も増やし、それぞれの議会選挙での議員選出に関わる「有権者」やグループにも検討を広げていかざるを得ないからである。全国規模での実証研究は到底不可能である。そこで論者は、南仏の大都市マルセイユを県都に持つブーシュ＝デュ＝ローヌ県をフィールドに定める。それでも、利用しなければならない史料は、中央の議事録、法案、委員会報告類や議事日程表や法律時報から、地方の県、郡、市町村の行政文書や各種選挙関連文書、そして多種類の新聞と、多岐にわたりかつ膨大である。しかし、論者はその分量に怯むことなく、時間をかけて、正攻法で実直に史料を探索し、それらを消化して、堅固な量的データをいくつも構築した（そのうちの最大の成果は、本論文巻末に収録されている「ブーシュ＝デュ＝ローヌ県選出国會議員および県議會議員に関する事典」で、プロソポグラフィ（集団的伝記研究）に必須の情報を網羅している）。そして、史料から引き出された無数の具体的な事例を各所に効果的に配して、全11章からなる巨大な論文を作り上げた。

ナショナルとローカルの両方の次元で、いくつもの議会が登場し、多くの議員が行き交い、短期的に議会政治・選挙政治が展開していく歴史を、理解可能な仕方でまとめあげていくことは非常に困難であるが、論者は、細かな数字や個別事例の森に読者を迷い込ませないよう、明快な構図と鍵概念を最初に与え、それらに従って読者を導く。第1部では、「議員」、第2部では、県や郡など各階梯の「議会」、第3部では「有権者」に焦点をあて、これら三者間の相互作用の「過程」として、「議会政治の空間」が、中央から地方に至るまで全国的に拡張しながら、そこで独特の政治文化が育まれていくさまを、雄大に描き出していくのである。その構成力は卓越している。

具体的には、第1部では、複数の議会を歴任するキャリア・モデル（「標準的軌跡」）が、名望家モデルとは異なる、能力主義に基づく議員の職業倫理を形成する方向へ収斂してゆく脈絡と、複数議会に同時に議席を有する活発な兼任実践によって複数の議会が連動するメカニズムとが、きわめて明晰に実証される。第2部では、国会より下位の、本来行

政機関と位置付けられていた県・市町村議会のレベルで、非公式かつ非合法的に「政治化」が進行し、諸議会相互の力関係がそのときどきの政治状況と連動して変容するありさまを活写する。そして、第3部では、候補者の背後にうごめく多様な選挙主体——有権者や委員会や後援会——に光が当てられ、かれらもまた、「議会政治の空間」の一翼を担っていたことが論証されている。

ほぼすべての章が、関連する史料群の網羅的な調査によって基礎づけられているだけでなく、議論の運びは慎重で論理的、しかも、大胆で説得的な結論が導かれる。そして、個々の論文の結論が、今度は相互に有機的に結びつく。こうして、地域をフィールドにした実証研究は、みごとに、フランス近現代史全体の理解の再考を求める魅力的な像を浮かび上がらせた。中央と地方の諸議会と諸主体を巻き込んで拡張と変容を続ける第三共和政前期の「議会政治の空間」の動的な構造こそが、これまで静的で国政レベルに偏した含意によって歪められてきた「議会共和政」の真の姿なのだ、という総括は、フランス近現代史のみならず、議会や共和政を考える際に不可欠の参照軸を与えてくれるものである。さらに、本論文が実践した複数議会を同時に視野に収めるアプローチは、従来のな、国会や市議会など一つの議会のみ注目してなされてきた単数形の「議会史」に対して、複数形の「議会史」という、より包括的な研究領域を学界に提起した点でも大きな意義がある。伝統あるフランスの地方史でもなされていない綿密な調査を遂行し、さまざまな性質のローカルなマイクロ事象を誠実に文脈化して積み上げて、あらわれてきた図柄をナショナルな大きな構図へと昇華させる手際は、日本でこれまで追究されてきた西洋史研究の歴史において、新たな水準を示すものである。

掲げた重要な課題に対して十全な回答を成し得ているという意味で、本論文に基本的には遺漏はない。とはいえ、第8章、第9章、第11章といった後半の書下ろしの諸章には、事例の絞り込みが十分になされていない箇所が散見され、若干の読みにくさを生んでしまっている。また、「議会政治の空間」を内在的に再構成することには成功している反面、その空間を舞台にして展開していたはずの当時の政治史や社会史上のさまざまな出来事の解釈に、いかなる変更が加えられるのかについて、論及が避けられているようにも見える。この空間を外部からとらえ返す余地もあるだろう。とはいえ、これらの点は本論文の価値をいささかも減じるものではなく、今後の課題に属すると言える。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2020年1月17日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。